

具体的な対応について③
(社会的養護経験者の自立支援、基盤(情報、権利擁護))

5. 社会的養護経験者の自立支援

- 親子分離をしていることなども踏まえ、都道府県、児童相談所、市区町村の役割を整理しつつ、必要とする子ども（※）の状況に応じて個別の住居支援も含めた自立支援が提供されるようにする。（3ページ、5ページ）
 - ※ 入所等措置や自立援助ホームにいる子ども、入所等措置の解除又は自立援助ホームを退所した子ども、一時保護や入所等措置がされなかった又は一時保護・入所等措置されたが家庭復帰した子ども（以下「社会的養護を経験した子ども」）
- 入所等措置の措置延長や自立援助ホームの対象について、子どもの自立支援を必要としている状況に応じて柔軟な対応ができるようにする。（3ページ）
- 入所等措置や自立援助ホームの効果的な就労支援・就学支援の在り方を検討する。（5ページ）
- 入所等措置の解除や自立援助ホームを退所した子ども、「社会的養護を経験した子ども」への自立支援（※）の在り方を検討する。（5ページ）
 - ※ 例えば通いながら自立支援やピアサポートを受けたり、集って情報を収集できる環境など
- 児童相談所や市区町村、就労支援機関などが協働し、入所等措置の解除や自立援助ホームを退所をした子ども、社会的養護を経験し家庭にいる子どもが、医療的ケアやメンタルヘルスケア、就労支援や就学支援、住まいや生活の支援、司法の支援が必要に応じて受けられる環境を整える。（5ページ）

入所等措置や自立援助ホームの対象について

- 入所等措置は、満20歳に達するまで、引き続き継続すること（措置延長）が可能であり、児童自立生活援助事業は、以下の者が対象となっている。
 - ア 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であって措置解除者等であるもの
 - イ 高等学校の生徒等であって、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていたものに限る）

- これについて、一律に年齢による対応は見直すこととし、児童の置かれている状況や児童の意見、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県が必要と判断する時点（例えば、他の福祉制度へのつなぎができる等）まで自立支援が提供されることとしてはどうか。

- 具体的には、
 - ・ 児童自立生活援助事業については、いつまで提供するかについて、その必要性を都道府県が児童等に意見を聴き、関係機関との調整を行い、決定する
 - ・ 措置延長は、引き続き20歳までとしつつ、20歳以降については、例えば児童養護施設に入所していたとしても、児童自立生活援助事業として同じ児童養護施設で支援を受けられるということとしてはどうか。

入所等措置や自立援助ホームの対象について

<現行>

	18歳	20歳	22歳	
入所措置等	 入所措置 実施根拠：27条第3項・50条第7号	 措置延長 実施根拠：31条第2項・50条第7号(31条5項)	 社会的養護自立支援事業 実施根拠：無し	×
自立援助ホーム	 児童自立生活援助事業 実施根拠：6条の3・50条第7の3号		 児童自立生活援助事業 実施根拠：6条の3 ※20歳まで援助事業を受け、現在就学している者のみ。 ※その他の者に対しては都道府県が単独で実施。	×

<見直しの案>

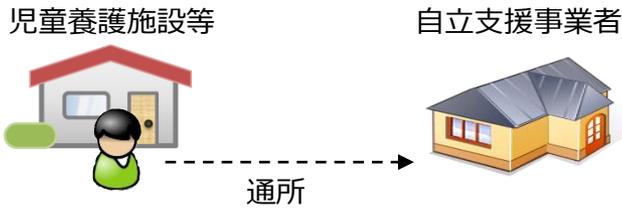
	18歳	20歳	22歳	
入所措置等	 入所措置 実施根拠：27条第3項・50条第7号	 措置延長 実施根拠：31条第2項・50条第7号(31条5項)	 児童自立生活援助事業 実施根拠：6条の3等に位置づける	
自立援助ホーム	 児童自立生活援助事業 実施根拠：6条の3・50条第7の3号		※1 22歳までという機械的な年齢制限を改め、入所措置や児童自立生活援助事業を経験した者であって住居支援を必要とする者等について、他の支援機関等に繋がることを含む自立までの間、支援を実施。 ※2 都道府県が対象者や生活していた施設等の関係機関と調整し、事業実施期間を設定。	

自立支援の提供について

- 児童相談所は、保護や在宅指導措置、入所等措置を行う。これは、児童の成育に必要な家庭・養育環境の確保のためであるが、これにより成長だけでなく、「自立」も求められる。自立支援についても、家庭によって程度の差はあるものの、家庭・養育環境の確保の一貫として、提供していくものと考えられる。
- このため、家庭で暮らしている・いないや、就学の有無に関わらず、自立支援の必要性に応じて自立支援が提供される環境の整備が求められる。
- これを踏まえ、都道府県は、必要と判断される児童について、自立支援（入所等措置での自立支援の提供、児童自立生活援助事業の提供、通所による自立支援の提供）が確実に提供される環境の整備に努めることを制度に位置づけてはどうか。実際には、都道府県が自立支援の必要性を判断するに当たっては（特に開始の場合といつまで提供するかを決める時点）、児童相談所、市区町村、自立支援に必要な関係機関（医療機関、福祉支援機関、就労支援機関、学校・教育委員会、住居支援、司法関係者など）と一堂に会し、支援方向を相談する体制を構築した上で、行うものとしてはどうか。
- 通所による自立支援は、具体的には、以下のようなケースで提供されるようにしてはどうか。
 - ① 入所等措置又は自立生活援助を受けている児童等が当該施設や里親、自立援助ホームでの自立支援以外に必要とする場合
 - ② 入所等措置又は自立生活援助を受けていたが期間満了等により家庭復帰又は家庭以外で暮らしている児童等が必要とする場合
 - ③ 一時保護されたが入所等措置や自立生活援助を受けずに家庭復帰又は家庭以外で暮らしている児童が必要とする場合、
 - ④ 一時保護されずに在宅指導措置をされた児童や一時保護も在宅指導措置もされなかった児童が必要とする場合
- 通所による自立支援は、事業を制度に位置づけ、児童自立生活援助事業と同様に、
 - ・ 市区町村や福祉事務所、児童相談所から都道府県が報告を受け、都道府県が児童等からの申し出によって支援を提供すること、
 - ・ 都道府県が必要と判断した場合に、利用勧奨を行うこと、としてはどうか。

自立支援の提供について

<①入所等措置や自立生活援助事業の対象児童等>



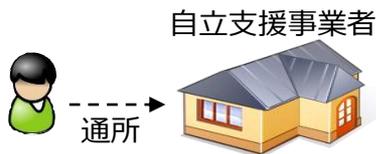
<②入所等措置や自立生活援助事業が終了し、家庭等で暮らす児童等>



<③一時保護終了後、家庭等で暮らす児童>



<④一時保護後に在宅指導措置の対象となる児童や、一時保護・在宅指導措置がなかった児童>



左記のいずれの状況についても
必要な自立支援を確実に提供

- ① 通所により自立支援を行う事業を制度に位置づける
- ② 利用を希望する児童の他、必要な場合には都道府県が利用勧奨

6. 基盤(人材、財政、情報)

(1) 人材

- 子ども家庭全体をどうしていくかという観点から児童福祉分野をしっかりと学ぶことができるよう、資格の創設について、卒後研修の在り方も含めて、検討が必要である。
- その児童福祉分野の専門的な支援を行う者の資格のあり方も含めた資質向上策について「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループとりまとめ」に則って検討を進めるべきである。
- この資格の人材を多く確保するため、多様な取得ルートの確保を検討するとともに、キャリアパスの中での対処なども考えるべきである。

(2) 財政

- 子ども家庭行政の安定的運営のための財源確保について検討する。

(3) 情報共有

- 多様な主体による支援、業務効率の向上、コロナ禍を踏まえた対応の変化を踏まえ、要保護児童対策地域協議会での情報共有の在り方を見直すとともに、ICTによる情報共有を推進する。

情報共有について

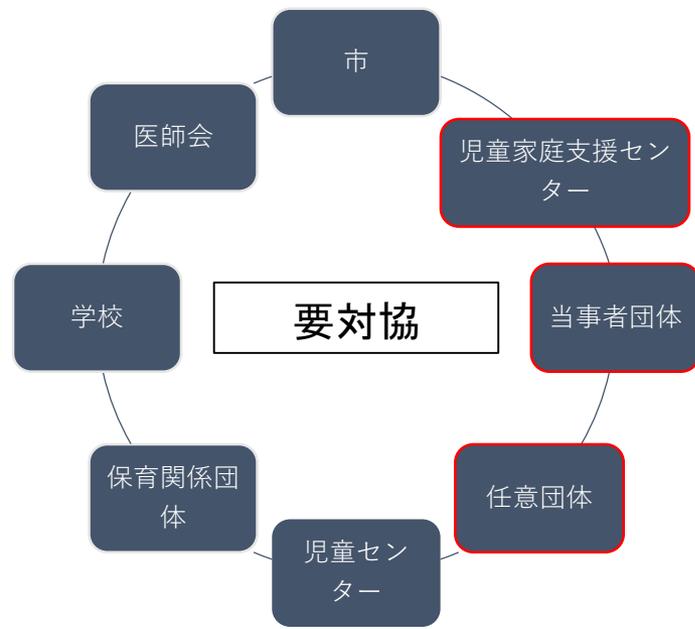
- 令和2年度補正予算で創設した「支援対象児童等見守り強化事業」において子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携した子どもの状況把握、見守り体制の構築を進めているなど、子ども家庭福祉分野においても地域の多様な民間機関と協働してソーシャルワークを展開していくことが今後一層重要になる。
- その際、民間機関が要対協に参画していないことで、支援が必要な世帯に係る情報を行政から得られないといった事例が生じていることから、要対協の運営指針や市町村子ども家庭支援指針を見直すなどして、要対協への多様な主体の参画を促進していくべきではないか。
- また、要対協の枠組みの中にあっても、具体的にどのような場面でどのような情報共有をして良いかの認識が機関によってバラついていていることから、円滑な情報共有が行われていないとの指摘もある。
- このため、要対協における行政機関と民間機関との間の情報共有の実態について調査を行い、効果的な運用を好事例として集約し、全国の自治体に周知して柔軟な対応を求めていくべきではないか。
- また、要保護児童等に係るケース記録については、全国の都道府県（児童相談所）と市区町村をつなぐ情報共有システムが令和3年4月から運用開始され、9月1日から、全国の児童相談所において、本システムを活用し、要保護児童等の行方不明情報及び転出転入情報の共有を一斉に開始したところ。当該システムの運用を定着させ、転居したケースに係る円滑な引き継ぎ・迅速な初動を図るなど、虐待対応の効率化・質の向上を図るべきではないか。

(参考)要対協に児童家庭支援センター等が参加している事例(福井県越前市)

- 児童家庭支援センターが要対協に加入し、行政と協働しケース対応している例として、下記のような事例がある。

福井県越前市の取り組み

- 越前市は、児童家庭支援センターが要対協の構成員となっている。
ここでは、児童家庭支援センター・児童養護施設「一陽」の統括所長が越前市要保護児童対策地域協議会会長を務めており、両者の連携が図られている。(なお、越前市子ども子育て総合相談室(子ども家庭総合支援拠点)が業務の一部を児童家庭支援センター職員に委託する等、児童家庭支援センターが市町村と協働する基盤が形成されている。)
- R3年度からは、要対協に4つの構成機関を追加。市役所に新設された福祉相談室、学習支援の委託先である市内19社会福祉法人からなる地域公益活動推進協議会(笹ネット)、福井県唯一の民間フォスタリング機関である家庭養護推進ネットワーク(福さと)、社会的養護当事者団体(エズピエス)など、法人格を有していない任意団体が要対協に参画している。



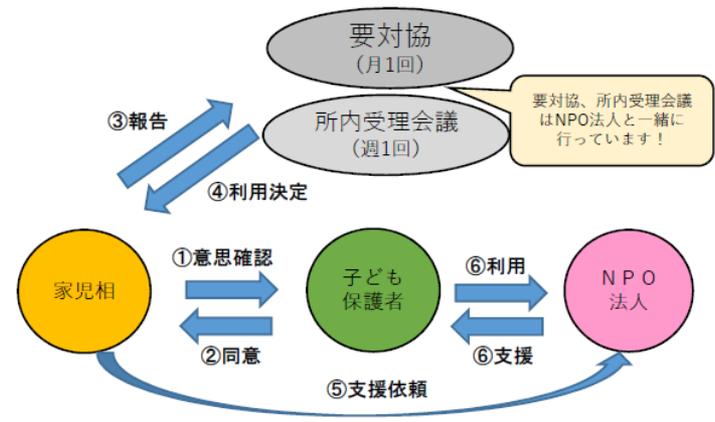
(参考)要対協にNPO法人等が参加している事例(栃木県日光市、三重県桑名市)

○ NPO法人等が要対協に加入し、行政と協働しケース対応している例として、下記のような事例がある。

栃木県日光市の取り組み

1 事業実施団体・事業実施形態

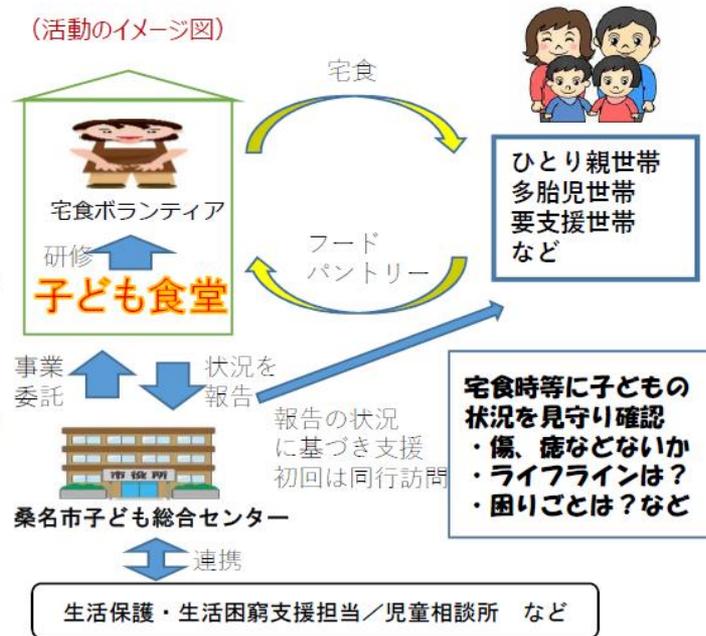
- 事業実施団体の種別・形態
 - ・認定NPO法人だいきょうぶ
 - ・市内3か所に居場所(ひだまり)があり、0歳~18歳までの子どもや母子が利用。1か所は「ひだまりキッズ」とし、乳幼児専用の預かりを実施。(R2年度については)
 - ⇒コロナ感染予防も含め、家庭の状況等に応じ、居場所利用、屋外への連れ出し支援、訪問による食材配布等、工夫し見守り支援を実施。
- 要対協の加入の有無
 - ・NPOも要対協に加入。家庭児童相談室での相談援助も協働で行っている。



三重県桑名市の取り組み

1 事業実施団体・事業実施形態

- 事業実施団体の種別・形態
 - 市の子ども食堂ネットワークの事務局を務める「NPO法人・子ども食堂実施団体」に委託し、実施。「NPO法人・子ども食堂実施団体」は、事業参加を表明した他の子ども食堂実施団体の協力を仰ぎながら事業実施している。(10団体中3団体が参加)
- 要対協の加入の有無
 - ：令和2年度は、事業を委託した団体のみ加入していたが、令和3年度から市子ども食堂ネットワークとして全団体が参加している。



(参考) 要保護児童等に関する情報共有システムについて

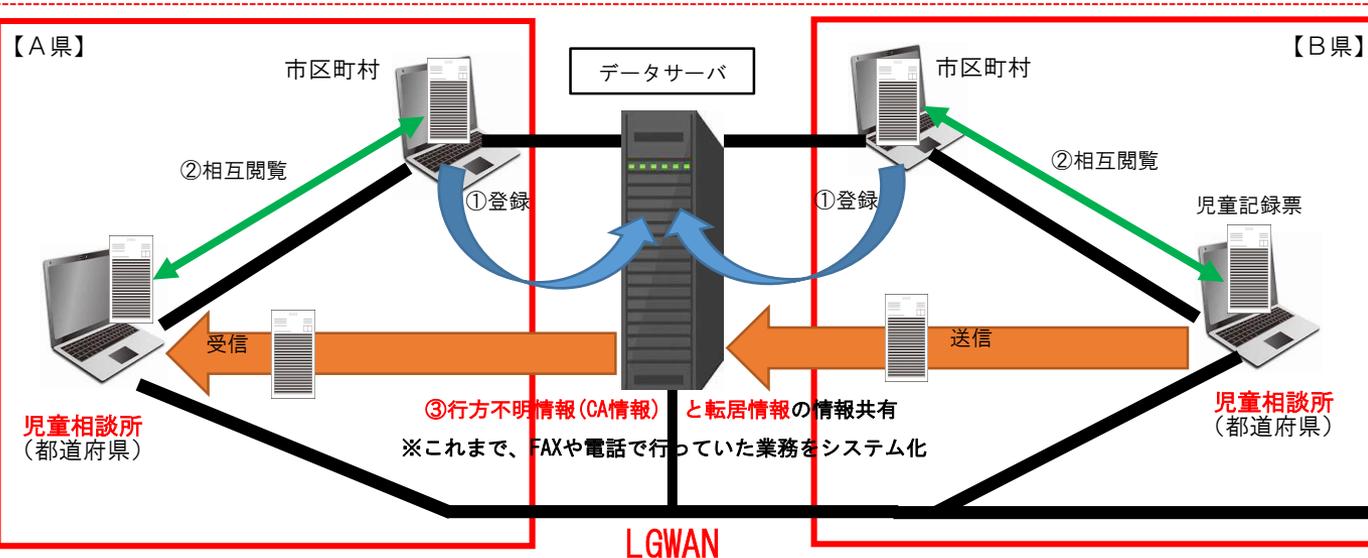
背景・目的

- 近年発生した重篤な児童虐待事案において、転居した際の自治体間における引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。
- このため、要保護児童等が行方不明となった場合や転居した場合に児童相談所間で迅速かつ的確に情報共有を行い、リスクの共有を図るとともに、児童相談所と市区町村において必要な情報共有を行うことができる仕組みが必要であることから、令和元年に情報共有システムの検討を進め、令和2年度に開発、令和3年4月から運用を開始したところである。(※)
- 本年9月1日から、全国の児童相談所において、本システムを活用し、要保護児童等の行方不明情報及び転出転入情報の共有を一斉に開始。

※R3.4～児童相談所及び市区町村において、情報共有システムを利用するための組織の作成及びデータサーバへの児童記録票の登録などを随時行っている。

事業イメージ

情報共有システム ※ LGWAN-ASP (LGWAN (自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク) を介して、自治体職員に各種行政事務サービスを提供する仕組み) を活用



主な機能

- ①児童記録票の登録
LGWANを通して、児童記録票を登録する。
→児相、市町村毎に登録
- ②相互閲覧
児相と所管市町村間で児童記録票の相互閲覧が可能。
→児相と市町村間の情報共有
- ③行方不明情報・転居情報の共有
→事案発生後、迅速に必要な情報の共有が可能。



厚生労働省

6. 基盤(権利擁護)

(4) 権利擁護

- 子どもの意見表明（機会の確保、意見表明支援の体制整備）を含む権利擁護、権利擁護の実施状況の評価が進むよう「子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ」に則って検討する。
- 行政処分の経緯等を子どもが確認できるよう、児童相談所等の記録の取扱いを検討する。

子どもの権利擁護について

- 子どもの権利擁護については、平成28年の児童福祉法改正により同法第一条の理念規定が改正され、児童は福祉を等しく保障される権利の享有主体であることが明確化されて以降、
 - ・ 児童相談所の対応や施設等での処遇に関して、都道府県等において子どもの意見表明を受け止める体制を構築するためのモデル事業の実施
 - ・ 一時保護において子どもの権利擁護を図るための「一時保護ガイドライン」の策定
 - ・ 権利擁護の取組も記載事項に含む「都道府県社会的養育推進計画」の策定などの対応が講じられてきた。
- 他方で、児童虐待による死亡事例や重症事例の中には、子ども自身の意見が適切に反映されずに危険に陥っている事例もあることが指摘されていることや、社会的養護関係施設における被措置児童等虐待も依然として発生している（平成30年度は95件）こと等を踏まえれば、社会的養護の現場において子どもの最善の利益を優先して考慮した対応を進めるためには一段の対策が必要。
- そのような中で、令和元年の児童福祉法改正法附則において、子どもの意見を聴く機会の確保、意見表明支援の仕組みの構築、権利擁護の仕組み等が改めて検討事項とされたことから、子ども家庭局長が参集する有識者検討会「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」が令和元年12月に設置され、11回にわたり議論を行い、本年5月にとりまとめられたところ。

※令和元年改正法附則第7条第4項

「政府は、この法律の施行後二年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べる機会が確保され、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

- こうした経緯及び「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」とりまとめの内容を踏まえ、次頁のとおり対応してはどうか。

【子どもの意見表明】

- 子どもの養育環境を左右する重大な決定に際して子どもの意見が確実に考慮されることとなるよう、都道府県等又は児童相談所が措置（※1）や一時保護（※2）を行う場合（※3）には、子どもの年齢等に合わせた適切な方法（※4）により、あらかじめ子どもの意見を聴取しなければならないことを児童福祉法に規定してはどうか。
 - （※1）在宅指導措置及び里親委託・施設入所措置（指定発達支援医療機関への委託措置を含む）。
 - （※2）緊急性を考慮し、事後速やかに聴取することも可とする。
 - （※3）措置の停止、解除及び他の措置への変更を行う場合や、措置の期間を更新する場合について同様。
 - （※4）具体的な履行方法は児童相談所運営指針・一時保護ガイドライン等に位置づけるとともに、児童相談所が用いる援助指針票などの書式に意見聴取実施のチェック欄・意見記入欄を整備することを想定。

- また、児童養護施設等の児童福祉施設においては、自立支援計画に養育の方針などを定めることから、当該計画に子どもの意見が反映されることが重要。自立支援計画を策定する際にも子どもの意見聴取を実施するよう、運営基準省令に規定してはどうか。具体的な方法としては計画策定のために所内で開催される会議に子ども本人の参画を求める等が考えられ、施設の運営指針等に位置付けてはどうか。
 - （※）里親養育については既に児童福祉法第11条に「児童の意見を聴いて計画を作成する」ことが定められているが、より実効あるものとなるよう、子ども本人の会議への参画等の方法を里親委託ガイドライン等に位置付けてはどうか。

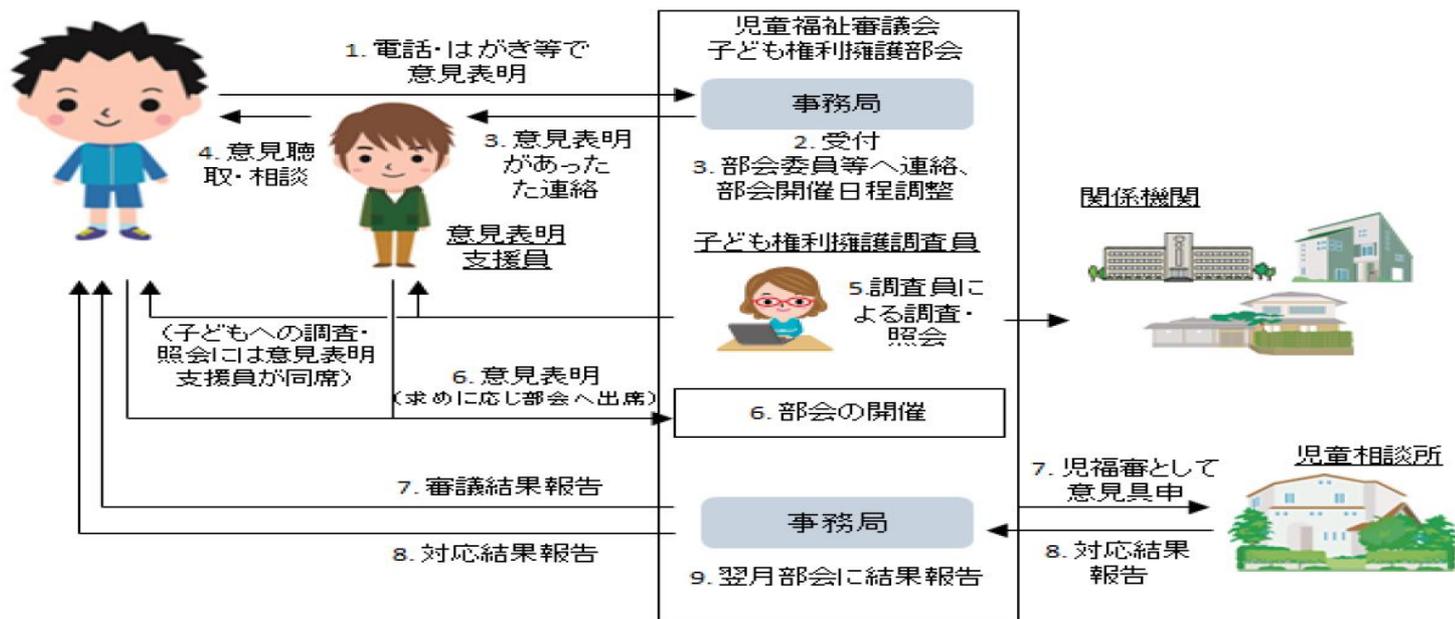
- 子どもは一人では意見を形成し表明することに困難を抱えることも多いと考えられることから、上記の意見を聴取される場合や、施設・一時保護所等での処遇に関して不満がある場合において、子どもが児童相談所等に対して行う意見表明を支援する活動を事業化してはどうか。
 - 具体的には、
 - ・意見表明支援が行われる体制の整備を都道府県等の努力義務にするとともに、
 - ・都道府県等が意見表明支援事業（仮称）として、自らまたは外部（NPO、弁護士等の第三者）に委託をして、意見表明支援（アドボケイト）を行うことができるものとしてはどうか。

【権利擁護機関】

- 子どもの意見を処遇等に適切に反映させていくためには、意見を受け止め、必要に応じて児童相談所等と調整を図り、対応の改善を促す機能を有する第三者機関（権利擁護機関）の整備も求められる。平成28年児童福祉法改正では、同法に規定する児童福祉審議会が、必要があると認めるときは児童その他の関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は意見を聴くことができる規定を整備したが、同審議会を活用した権利擁護の枠組みの整備は進んでいないところ。
- 児童福祉審議会を活用した権利擁護の枠組みの整備を促進する観点から、
 - ・ 権利擁護の仕組みの整備を都道府県等の努力義務にするとともに、
 - ・ 前頁の意見表明支援事業（仮称）の枠組みの中で、児童福祉審議会による調査・審議の仕組み（調査員の配置等）も行うことができるものとしてはどうか。
 また、既に一部の自治体が独自に設置している権利擁護機関（自治体オンブズパーソン等）が上記の機能を担うことも可能となるよう、柔軟な事業実施要件としてはどうか。
- さらに、国レベルの権利擁護機関（子どもコミッショナー）について省庁横断的な検討が必要ではないか。

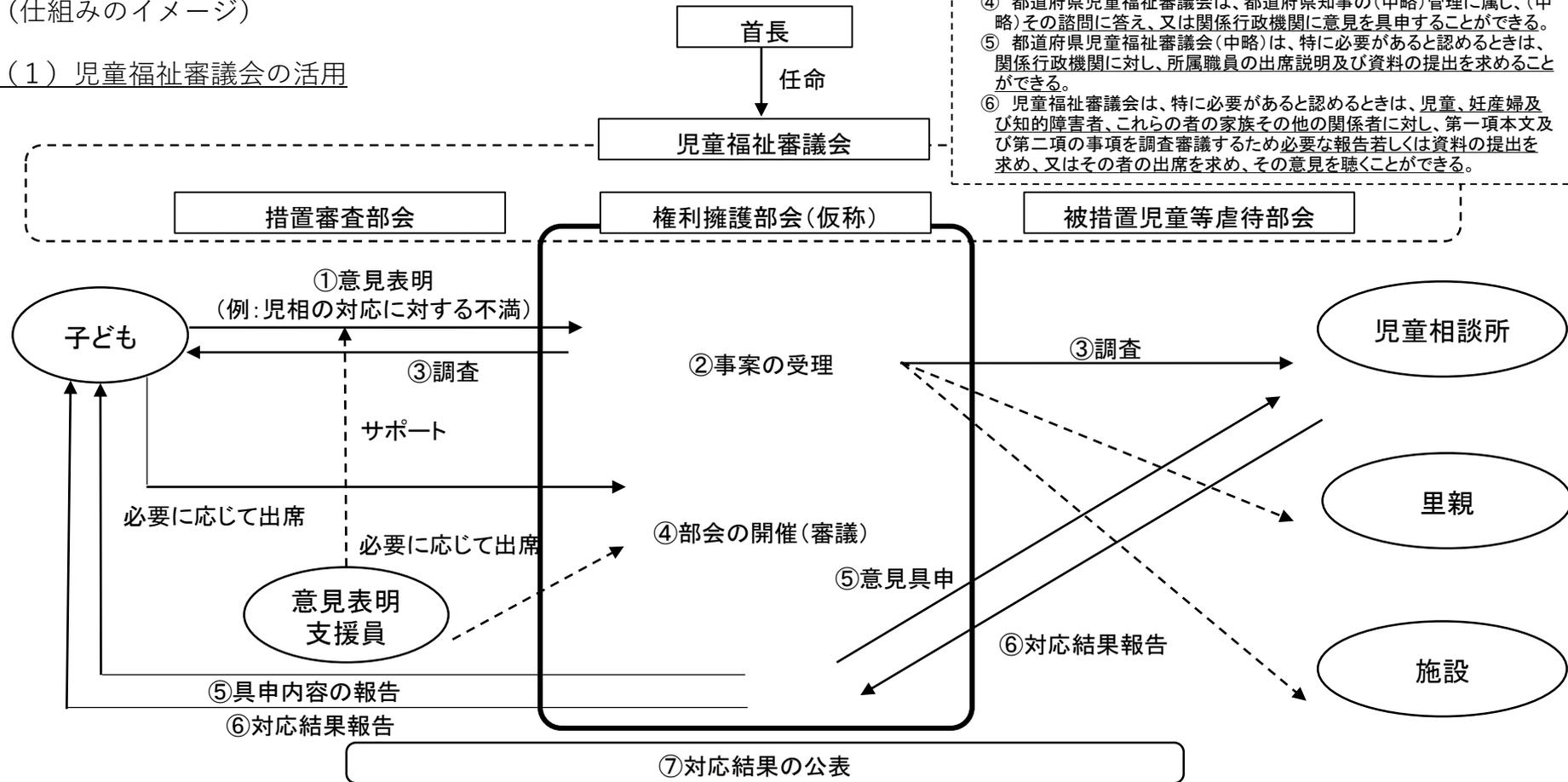
【参考】「児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン」（※）のイメージ

※平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）



(仕組みのイメージ)

(1) 児童福祉審議会の活用



- 児童福祉法第8条の次の規定を根拠に運用される。
- ② (略) 審議会その他の合議制の機関(以下「都道府県児童福祉審議会」という。)は、(中略)、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。
- ④ 都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事の(中略)管理に属し、(中略)その諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。
- ⑤ 都道府県児童福祉審議会(中略)は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めらるることができる。
- ⑥ 児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、第一項本文及び第二項の事項を調査審議するため必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

・ 権利擁護部会(仮称)の委員は法曹、医師、福祉職、学識経験者などが想定される。ただし、措置や一時保護所・施設の処遇について調査・審議することから、独立性を担保するために、児童相談所の職員や施設関係者、児童相談所・一時保護所に属する弁護士等は委員として望ましくない場合があることに留意が必要。

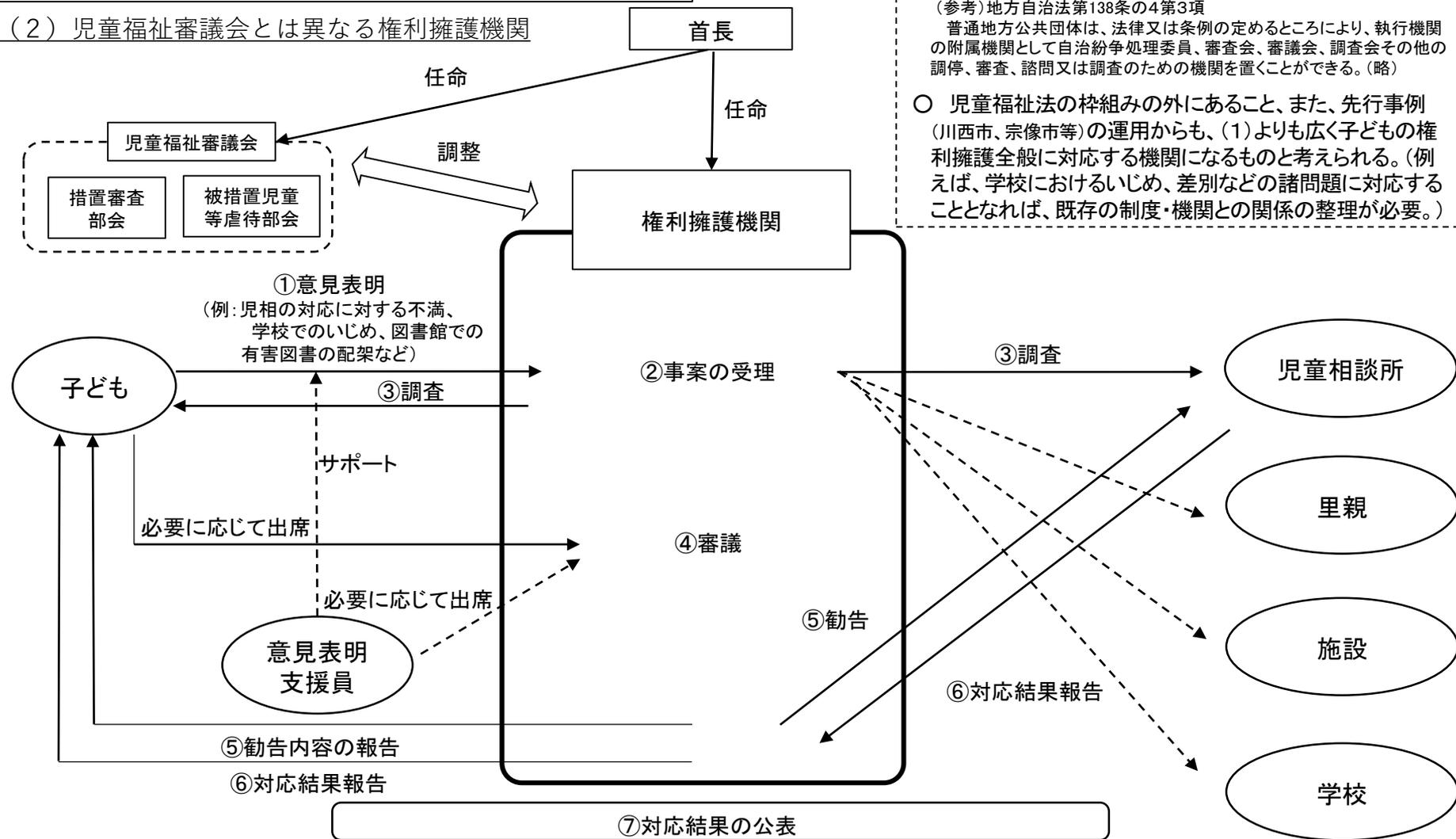
※ 児童福祉法第9条 児童福祉審議会の委員は、児童福祉審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

・ 児童福祉審議会の部会の設置形式は自治体によって様々であり、一律にあり方を決めることはできないが、措置等の決定に対する子どもの意見表明を取り扱うことを踏まえれば、少なくとも措置審査部会からは独立させ、委員もそれぞれ別の者が担当することが適当。必要に応じて措置審査部会と協議のうえ調整を図るが、調整が不調となった場合には児童福祉審議会(親会議)にて判断することが考えられる。

・ 子どもからの意見表明があった場合に適時・迅速に対応するため、予め開催スケジュールを固定させるのではなく、臨時に開催できるように要綱等を整備しておくことが適当。

・ 関係機関への調査や資料の整理を迅速かつ的確に行うため、事務局に一定の人員を確保しておくことが適当。調査については、権利擁護調査員(仮称)の配置(権利擁護部会の事務局に雇用する、若しくは行政機関から独立した外部の団体や個人に委託する)などの方法も有効であると考えられる。また、児童福祉審議会の事務局を児童相談所職員が担当しているケースもあるが、権利擁護部会については児童相談所からの独立性が重要であり、担当は避けることが適当。

(2) 児童福祉審議会とは異なる権利擁護機関



○ 地方自治法第138条の4第3項に基づき、条例の定めにより執行機関の附属機関を設置することが可能。
(参考)地方自治法第138条の4第3項
普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。(略)

○ 児童福祉法の枠組みの外にあること、また、先行事例(川西市、宗像市等)の運用からも、(1)よりも広く子どもの権利擁護全般に対応する機関になるものと考えられる。(例えば、学校におけるいじめ、差別などの諸問題に対応することとなれば、既存の制度・機関との関係の整理が必要。)

- ・ 条例により権利擁護機関に付与される権限は、調査・勧告・意見表明・公表といったものが考えられる。
(例)川西市子どもの人権オンズパーソン条例では、調査権限、関係する市の機関に対し是正等の措置を講ずるよう勧告する権限、制度の見直し等を図るよう意見表明する権限、勧告・意見表明等の内容を公表する権限が規定されている。
- ・ 措置の決定等、児童福祉審議会の権限に属する事項を取り扱う場合には、児童福祉審議会の部会と調整を図ったうえで勧告等を行うことが必要。調整が不調となった場合には児童福祉審議会(親会議)と権利擁護機関の間で協議して対応を決めることが考えられる。
- ・ その他、独立性、審議の迅速性、事務局の体制整備などの留意点は(1)と同様。

【記録の取扱い】

- 社会的養護下の子どものケース記録について、児童相談所運営指針では児童記録票の保存期間を下記のとおり定めている。

児童相談所運営指針（抜粋）

(4) 児童記録票の保存期間

児童記録票の保存期間については以下のとおりとする。ただし、養子縁組が成立した事例（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「民間養子縁組あっせん法」という。）第19条第1項の規定により民間あっせん機関から帳簿を引き継いだもの、同法第32条第1項及び第2項の規定により報告を受けたもの並びに同法第32条第3項の規定により届け出を受けたものを児童相談所で保存する場合を含む。）は永年で保存するとともに、棄児・置き去り児の事例で下記の措置を解除した場合など、将来的に児童記録票の活用が予想される場合は長期保存とする。

- ① 法第27条第1項第3号、第4号及び第2項の措置（これらの措置とみなされる措置を含む。）をとった子どもの児童記録票は、その子どもが満25歳になるまでの間。
- ② 法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の措置をとった子どもの児童記録票は、その子どもが措置を解除されてから5年間。
- ③ ①、②以外の援助を行った子どもの児童記録票は、その取扱いを終了した日から5年間。

- これは近年、子どもの出自を知る権利に配慮する観点から見直しが行われてきたものであり、
 - ・平成25年の指針改正で「養子縁組が成立した事例」や「棄児・置き去り児の事例で措置を解除した場合」などの場合は長期保存とするとされ、
 - ・平成30年の指針改正で「養子縁組が成立した事例（民間あっせん機関から引き継いだもの等を含む）」は長期保存から永年保存に見直され、現行の規定に至っているもの。
- この点、児童相談所や施設で自らが受けた対応について成長してから知りたくなることもあるといったケアリーバーの声もあるが、当事者の知る権利により一層配慮する観点から、長期保存とする文書の範囲を見直してはどうか。

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ (令和3年5月27日)(ポイント)

①基本的な考え方

- 子どもの権利保障を理念として明確に位置付けた児童福祉法第1条や、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを定めた同法第2条の考え方を常に基本として広く子どもの権利擁護に関する施策を推進すべき。

②子どもの意見表明権の保障

1. 個別のケースにおける意見表明

- 都道府県・指定都市・児童相談所設置市(都道府県等)が在宅指導・里親委託・施設入所等の措置を行う場合には、子どもの年齢等に合わせた適切な方法により、あらかじめ子どもの意見を聴取しなければならない旨を児童福祉法に規定すべき。
- 一時保護する場合には事前の意見聴取を原則としつつ、あらかじめ意見を聴くことが難しい場合は事後速やかに意見を聴くこととすべき。
- 都道府県等は意見表明を支援する者の配置など子どもの意見表明を支援する環境の整備に努めなければならない旨を規定すべき。

2. 政策決定プロセスへの子ども参画

- 都道府県等が子ども家庭福祉に関する制度・政策を検討する際には、社会的養護のもとで暮らす子ども・経験者の視点が反映されるような仕組みを設けるべき。
- 社会的養護の当事者団体の活動の活性化・安定化を図るための支援に取り組むべき。

③権利擁護の仕組み

1. 子ども家庭福祉分野での個別の権利救済の仕組み

- 原則として全ての自治体において児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み(措置等の決定について子どもからの申し立てに基づき意見具申を行う等)が整備されるよう取組を促進していくべき。また、児童福祉法上、都道府県等は、子どもの権利擁護の仕組みの構築に努めなければならない旨を規定すべき。
- 児童福祉審議会は、独立性(児童相談所や施設等と利害関係を持たない委員の任命等)、迅速性、子どもからのアクセス、子どもの権利擁護等に関する専門性といった要素を担保すべき。

2. 子どもの権利擁護機関としてあるべき制度

- 国レベルのコミッショナーについての検討や、自治体のオンブズパーソンの取組を促進するべき。

④評価

- 個別の権利救済を図るのみならず、社会的養護のもとで暮らす子ども・経験者や外部の専門家が児童相談所、一時保護所や施設の運営全般を点検・評価し、その結果を踏まえて改善を図るサイクルを定着させることが必要。
- 一時保護所の第三者評価を義務化することを検討すべき。また、各自治体において中立的・専門的な評価を行える体制の整備を進めるとともに、国レベルの評価機構についても検討していくべき。